

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「教育分野における正しい教育測定技術(テストング)の研究開発及びその成果である正しいテスト法の流布・流通を通じて、効果的な教育の実践、ひいては個人個人の能力の発展に寄与していきます。」という経営理念を基に、企業活動を行い、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

そのため、当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有しておりません。

【原則1 - 7 関連当事者の取引】

当社グループは、関連当事者取引について、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保され、グループの利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としています。

また、当社グループは、「関連当事者取引管理規程」を策定し、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、当該取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、「職務権限規程」等に則り決裁を受けたうえで、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保しています。

継続的な取引については、定期的な確認、取締役会への報告・確認や監査役監査など、継続的な取引の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性の確認を行っています。加えて、関連当事者取引を監査役監査にて日常的に確認し、また、内部監査における確認項目としており、これらにより取引の適正性を確保しています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金制度を採用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画を当社ホームページ(<https://www.edulab-inc.com/ir/material/index.html>)で公表しております。また、株主総会、投資家説明会を含むIR活動その他適時適切な場面において発表や説明を行っております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。また、当社のホームページに掲載し、公表しております。(<https://www.edulab-inc.com/ir/governance/index.html>)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等の決定に関する方針は、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」記載のとおりであります。なお、執行役員報酬については、取締役会が個別報酬額を決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名については、法定の要件を備え、人格、識見とも優れ、その職責を全うできる豊富な経験、専門知識等を総合的に勘案し、代表取締役社長又は取締役会の推薦を受け、株主総会の決議により決定しております。

取締役・監査役候補の解任については、不正あるいは背任に疑わしい行為があった場合、又は適格性のない場合は、株主総会に解任議案を提出し、株主総会で決議を行うものとしております。

執行役員の選任については、取締役と同様の法定の要件を備え、人格ならびに識見とも優れ、その職責を全うできる豊富な経験、専門知識等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。

執行役員の解任については、不正、不当あるいは背任を疑われる行為があったとき、その他執行役員としてふさわしくない場合、取締役会に解任議案を提出し、取締役会で決議を行うものとしております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補における個々の選任及び指名の理由については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令または定款に規定するもののほか、「取締役会規程」において付議すべき事項を定めております。その他については、「職務権限規程」ならびに「職務権限基準表」を定め、取締役会、代表取締役、管掌取締役等の意思決定機関及び意思決定権者が有する権限の範囲について

明確に定めております。なお、執行役員制度を導入し、業務執行の責任分担の明確化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、独立社外取締役の候補者ごとに、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者であるか否かを審議検討することでその候補者を選任しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及び本報告書の後記の「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」にて開示しております。

【補充原則4-11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、当社の定款により15名以内と定められております。現在は、法定の要件を備え、人格、識見とも優れ、当社の各業務に精通し、その職責を全うできる豊富な経験、専門知識等を有する社内取締役12名と会社法及び東京証券取引所が定める基準を充たし、豊富な経験と高い見識を有する独立社外取締役2名の計14名で取締役会を構成しております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3 - 1(4)】に記載のとおりであります。

【補充原則4-11 取締役及び監査役の兼任状況】

当社は、取締役及び監査役が他社役員を兼任する場合には、常勤役員は取締役会の承認を得ることとしております。また、定期的に社外役員含む全役員の兼任状況について確認しており、当社での職務に影響のない合理的な範囲であることを確認するとともに、兼任状況に異動がある場合は事前に連絡を受けることとしております。

なお、取締役及び監査役の兼任状況については、有価証券報告書、事業報告及び株主総会参考書類等において毎年開示しております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性に係る分析、評価】

現在、当社は取締役会を原則毎月開催し、社外取締役・社外監査役に対しては、原則として事前に議案の内容についての説明を実施しております。この結果、取締役会では十分な議論が行われております。

また、全ての取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、取締役会において取締役会全体の実効性の分析・評価を行っております。

【補充原則4-14 取締役及び監査役のトレーニング方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割や責務を果たすため、会社の費用負担により、外部セミナーや勉強会等への参加を推奨し、継続的に必要な知識を取得できる機会を提供することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、財務企画部門担当取締役をIR・情報開示の最高責任者とし、財務企画本部をIR活動担当部署としております。当社ホームページにおいては、決算情報、適時開示情報など開示するとともに、投資家からの電話・メールでのご質問等に対しては適宜対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高村 淳一	2,924,300	32.23
松田 浩史	1,384,200	15.26
林 規生	733,400	8.08
曽我 晋	550,000	6.06
株式会社旺文社	439,725	4.85
株式会社NTTドコモ	349,400	3.85
株式会社増進会ホールディングス	281,200	3.10
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	268,700	2.96
株式会社旺文社キャピタル	268,400	2.96
関 伸彦	225,000	2.48

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本坊 吉隆	他の会社の出身者											
小島 一洋	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本坊 吉隆	○	——	同氏は、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社代表取締役副社長を務め、金融業界、投資業務に関する豊富な経験・知見を有しており、これらの経験、知見を活かし、当社の取締役会に出席し、経営の重要事項に関して積極的に意見、提言していただくとともに、社外取締役として適切に経営を監督していただきたいため、社外取締役として選任しております。 また、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社ならびに同氏本人及び近親者は、当会社や子会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当はないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員として指定しております。

小島 一洋	○	——	同氏は、株式会社タカラトミー代表取締役社長兼COOを務め、国内投資ファンド経営者及び国内大手玩具メーカーの経営者として高い専門性及び幅広い経験を有しており、これらの経験、知見を活かし、当社の取締役会に出席し、経営の重要事項に関して積極的に意見、提言していただくとともに、社外取締役として適切に経営を監督していただきたいため、社外取締役として選任しております。 また、株式会社タカラトミーならびに同氏本人及び近親者は、当会社や子会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当はないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員として指定しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人より監査体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、監査役は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

さらに、監査役は、四半期に1回以上の頻度で会計監査人及び内部監査室長を招聘して三様監査会議を開催する予定となっており、会計監査人、内部監査室長より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
安積 和彦	他の会社の出身者												
永田 光博	弁護士												
清水 恵	弁護士									○			
小柴 美樹(現姓 大鐸)	公認会計士												

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安積 和彦		同氏は、平成26年まで当社の前身にあたる株式会社教育測定研究所とアドバイザー契約を締結していた実績がございます。	同氏は、過去の経歴において金融・証券業界の経験が長く、豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しており、当社グループにおける監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。
永田 光博	○	――	同氏は、過去の経歴において金融・証券業界の経験が長く、豊富な知見を有しております。また、現在は代々木上原法律事務所代表弁護士を務めており、弁護士としての専門的・法律分野における豊富な経験・知見を有しており、中立的かつ客観的視点から監査に臨んでいただくため、社外監査役に選任しております。また、代々木上原法律事務所ならびに同氏本人及び近親者は、当会社や子会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当はないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員として指定しております。
清水 恵		同氏がパートナー弁護士として勤務している西村あさひ法律事務所は、当社と取引があり、案件別に弁護士費用を支払っております。	同氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士として、企業法務における豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しており、幅広い見識から中立的かつ客観的視点から監査に臨んでいただくため、社外監査役に選任しております。
小柴 美樹(現姓 大鐸)		同氏が過去に勤務していた株式会社軽子板パートナーズは当社と取引があり、顧問料を支払っております。	同氏は、有限責任 あずさ監査法人及び株式会社軽子坂パートナーズにおいて監査業務や会計コンサルタントとしての豊富な経験を有していることに加え、株式会社ベアーズにおいて社外監査役、ユシロ化学工業株式会社において社外取締役(監査等委員)を務めるなど社外役員としての経験も有し、監査及び会計に関する豊富な経験及び知見を有しており、幅広い見識から中立的かつ客観的視点から監査に臨んでいただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、当社の取締役(社外取締役を除く)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上への意欲や士気を高めるため、主に当社および当社の関係会社の役職員へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)及び社外取締役、社外監査役の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬及び監査役の報酬等については、株主総会で取締役及び監査役それぞれの総枠を決議しております。

取締役報酬の支給にあたっては、会社の業績及び各役員の実績を評価し、株主総会で承認された範囲内(年額5億円以内)で代表取締役3名が報酬案を策定し、独立社外取締役に事前説明を行ったうえで、独立社外取締役の意見・助言をふまえ、個別の報酬等の額は取締役会で決議しております。

また、譲渡制限付株式報酬制度(2020年12月23日開催の第6期定時株主総会において承認可決)を導入し、当社の取締役(社外取締役を除く)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、上記の報酬額とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、譲渡制限付株式の総数を15,775株以内で、その配分等の決定については取締役会で決議することになっております。

監査役報酬については、株主総会で承認された範囲内(年額3千万円以内)で、監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、総務人事部が行っております。

取締役会の資料を事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役14名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社は、監査役会を設置しております。監査役会は監査役5名(うち社外監査役4名)で構成されており、うち1名は常勤監査役となっております。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

c. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長の直轄の組織として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社及びグループ会社の全部署に対して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行全般の有効性等につき、継続的に監査を実施し、法令違反、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、会社財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営の効率化と当会社及びグループ会社の健全な発展に資するとともに、内部統制の強化を図っております。監査結果については、代表取締役社長へ報告しております。改善のための対策、措置等が必要と判断した場合は、当該部門に対し改善指示の上、改善実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。

d. 会計監査

会計監査は、有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任し、監査契約を締結し法令に基づく会計監査を受けております。

e. 経営戦略会議

経営戦略会議は、当会社社長、副社長、常勤監査役、財務企画本部長、経理本部長、総務人事本部長、経営戦略室担当、株式会社教育測定研究所社長、副社長及び当会社社長が指名する者で構成され、代表取締役高村淳一が議長を務め、毎月2回開催しております。経営戦略会議は、経営全般に係る討議や取締役会への付議事項についての事前討議等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

f. リスク委員会

リスク委員会は、リスク管理規程に基づき構成しており、当社の全取締役、常勤監査役、内部監査室長出席のもと、四半期に1回以上協議しております。事業を取り巻く様々なリスクへの状況や各部門の対応状況の確認を行っております。

g. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき構成しており、当社の全取締役、常勤監査役、内部監査室長出席のもと四半期に1回以上協議しております。法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会(うち、社外取締役2名)、監査役会(うち、社外監査役4名)、会計監査人を設置することにより、経営監督機能を強化しております。

なお、監査役会を採用する理由は、取締役の業務執行の決定と取締役の職務執行の監査機能を、取締役会と監査役会として切り分けることで、監査機能や牽制機能をより発揮しやすいものと考えております。監査役は公認会計士や弁護士などの専門的な見識と幅広い経験を有しており、取締役の職務執行について厳正な監査を実施しています。さらに監査役4名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。

現行の体制は、経営への監督・監視機能が十分に働いており、経営の健全性の確保が図れていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限より早い発送に努めるとともに、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月決算のため、定時株主総会の開催の日程は、多くの株主にご出席いただけるよう一般的な年末の行事との重複を避け、早期の開催を予定しております。また、開催場所については、駅の近くなどアクセスの便を考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に設置したIRサイト上に、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な個人投資家向け説明会の開催や、ホームページ上での情報開示を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回のアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期的に開催することを予定しておりませんが、今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討していく方針であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報などをTDnetにて開示するとともに、当社ホームページ内に設置したIRサイト上に、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務企画担当取締役または執行役員をIR・情報開示の最高責任者とし、財務企画本部をIR活動担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス規程」、「適時開示規程」及び「インサイダー取引防止規程」を定めるとともに、当社グループ全社員に周知徹底することにより、すべてのステークホルダーから信頼を得るように努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。 当社グループは、適時開示体制を整備するとともに、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」という。）に基づいた情報をTDnet及び当社ホームページ内のIRサイトに速やかに開示してまいります。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。
その他	当社グループは、性別や国籍等の個人属性に関係なく採用し、人材活用することを基本方針としております。現在、執行役員19名のうち2名女性執行役員がおります。今後、女性管理職の登用をより一層推進し、女性社員の登用・活用を進めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

当社では、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制の整備を基本方針として、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めており、平成29年9月開催の取締役会において承認決議をしております。その概要は下記のとおりであります。

i.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、当社グループ(当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)が法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業倫理規程」を制定し、全社に周知徹底する。

(イ) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会及びリスク委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(ウ) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(エ) 内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(オ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

ii.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。

(イ) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

iii.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(イ) リスク委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ウ) 危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

iv.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。

(イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(ウ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

v.当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 取締役会は、経営計画を決議し、財務経理部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(イ) 内部監査部門は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(ウ) 財務企画担当部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。

(エ) 当社の「企業倫理規程」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。

vi.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役の職務を補助すべき専任又は兼任の使用人として監査役会事務局を設ける。また、監査役は、その職務の必要に応じて、総務人事部門等の使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。

(イ) 当社の取締役は、当該使用人をして、監査役の指示に従ってその職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会に相談することを要する。

vii.監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 当社の取締役は、業務執行に関する事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項等を監査役に報告する。

(イ) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、当該事項に関する重要な事実を発見した場合は、「内部通報規程」に基づき監査役に報告できるものとする。監査役へ当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底する。

viii.監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

ix.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(ウ)監査役は、監査法人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(エ)監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

x.財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア)信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

(イ)財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

(ウ)財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(エ)内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

xi.反社会的勢力の排除に向けた体制

(ア)当社及び当社子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。

(イ)平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的勢力排除宣言」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たずまた不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

当社グループの反社会的勢力排除に向けた具体的な整備状況は下記のとおりであります。

a. 社内規程の整備状況

当社グループは、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しています。

b. 責任者及び対応統括部署

当社グループは、反社会的勢力への対応の責任者を総務人事部長と定めるとともに、対応窓口を総務人事部としています。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応方法

当社は、ホームページにて「暴力団排除宣言」を掲示・公表するとともに、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために「反社会的勢力排除規程」に基づき、取引等の相手先について事前に反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引の開始時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。また、「公益財団法人暴力追放運動推進センター」への加盟や警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、毅然とした態度で組織的に対応します。

その他

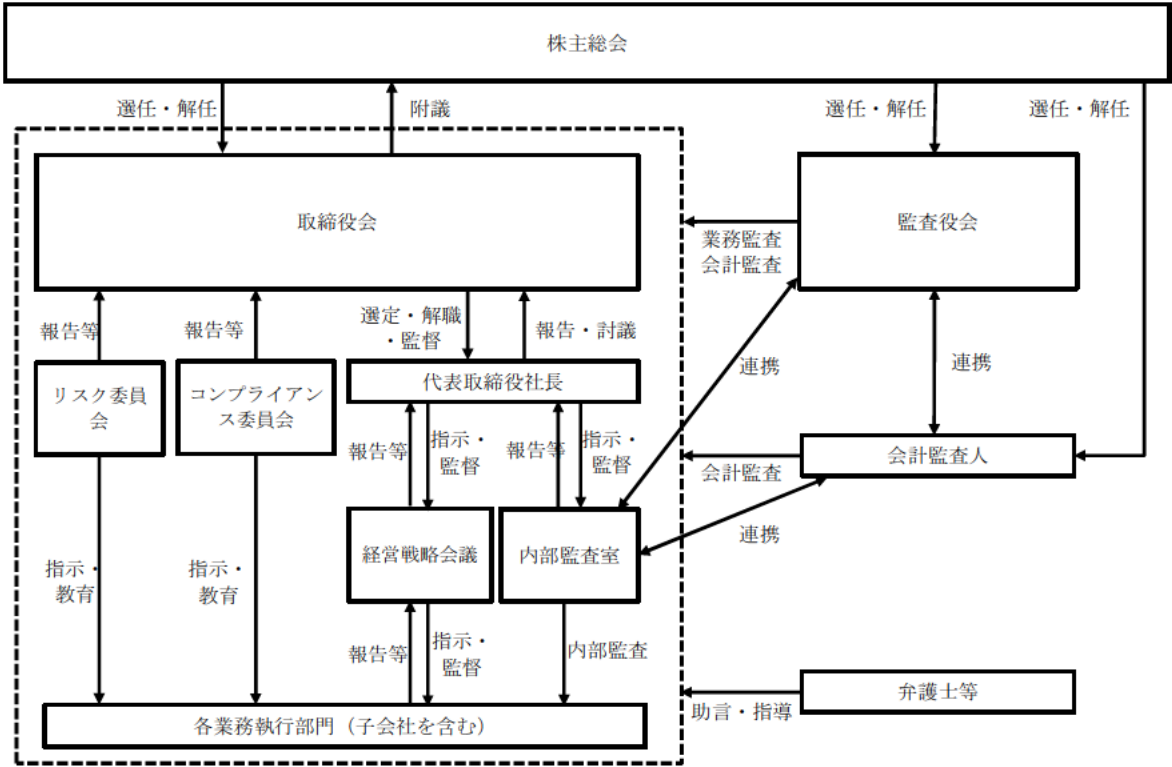
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

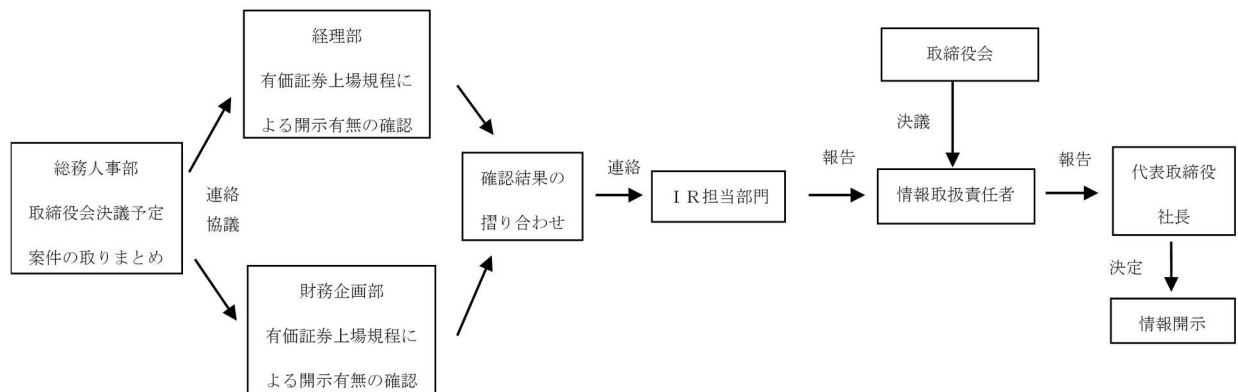
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

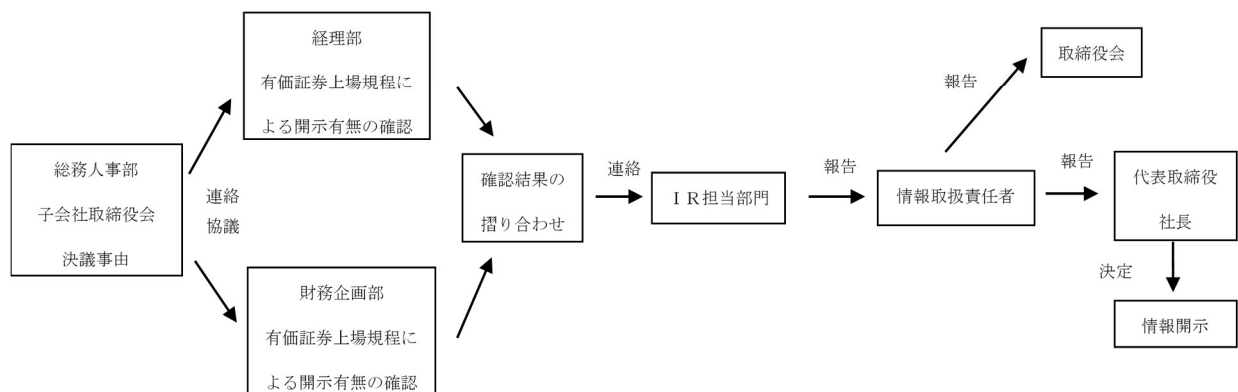


【適時開示体制の概要（模式図）】

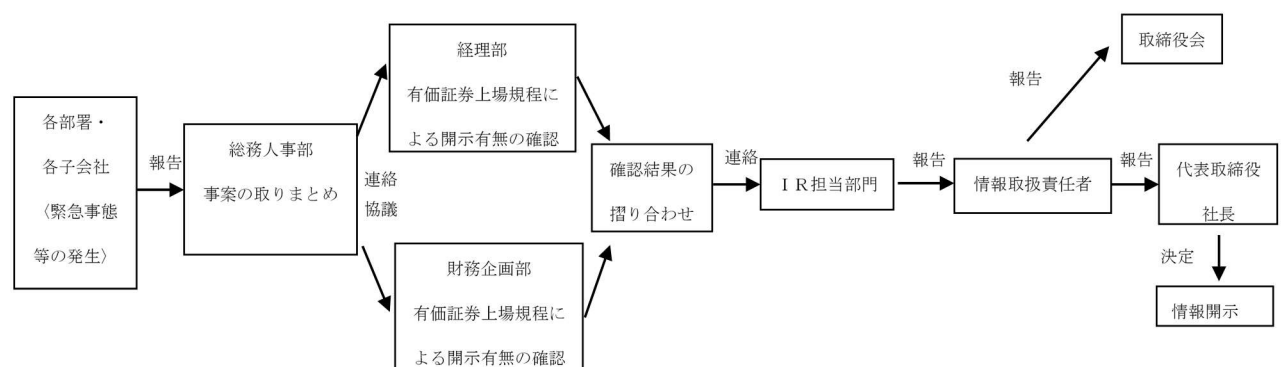
・ 当社に係る決定事実・決算情報等



・ 子会社の決定事実・業績予想の修正等に関する情報



・ 当社グループに係る発生事実に関する情報



適時開示資料を掲載する場合には、情報取扱責任者の指示のもと、IR担当部門が東証の適時情報開示サービス（TDnet）に登録し、当社IRサイトをTDnetを通じて自動更新する。